

足立区立足立小学校
「ほごしゃ」

規約

足立区立足立小学校ほごしゃ

東京都足立区足立 3 丁目 11 番 5 号

電話 03 (3887) 8891

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 「ほごしゃ」は名称のあとに4月入学式時点の児童数を記載し「ほごしゃ〇〇〇」とする。

(目的と概要)

第2条 「ほごしゃ」は、足立小学校に在学する児童の保護者全てを対象とし、児童のよりよい学びのため、それぞれが協力しあい活動するものとする。また、活動は児童の学びのためやむを得ない不測の事態を除いて強制的な活動を強いることは一切ないものとする。

(方針)

第3条 「ほごしゃ」は、次の方針で運営される。

- (1) 「ほごしゃ」は自主・中立的で他のいかなる組織・団体にも干渉されない。ほごしゃ活動支援費は児童の学びのために使用するものとする。
- (2) 「ほごしゃ」は学校の管理や人事には干渉しないが、学校教育について意見を述べ、参考資料を提出し、学校と建設的な関わりを持つことができる。
- (3) 「ほごしゃ」は児童の教育や福祉のために活動する他の諸団体と協力し、交流を行う。
- (4) 「ほごしゃ」の活動は任意のボランティア参加を基本とし、運営される。

第 2 章 対象者

(対象)

第4条 「ほごしゃ」は、足立小学校に在学する児童の保護者すべてを対象とする。(以下「保護者」)

(権利と義務)

第5条 「ほごしゃ」は、すべて平等であり、次の権利と義務をもつ。

- (1) 積極的に本部役員・係に従事し児童の健全育成に協力する。
- (2) 決議(書面を含む)には必ず投票し、意思表示をすること。
- (3) 活動支援費を納入すること。
- (4) 「ほごしゃ」の規約・細則を遵守すること。

第 3 章 「ほごしゃ」

(種類)

第6条 「ほごしゃ」に置く係は年度ごとに時代に即した役割を検討し、決議により方針と設置を行うものとする。

(決議の成立・議決)

第7条 決議は家庭数の過半数をもって議決される。決議は必要に応じて本部にて招集することができる。

(ほごしゃ本部)

第8条 任意の立候補者により構成され、課題や決議に関して話し合い、全体運営の根幹をなす。
また、本部の人数や役割、任期は本部内で話し合いより良い運営に努める。

第 4 章 会 計

(活動支援費)

第9条 金額は児童一名あたり年額 1,000 円とする。転入者についても児童一名あたり年額 1,000 円とする、転出およびその他の理由による場合は返金しないものとする。

(活動支援費の徴収)

第10条 活動支援費の徴収方法については、原則として学校が徴収する教材費・給食費等と同一の方法により行うものとする。

(会計年度)

第11条 「ほごしゃ」の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 付 則

(規約外事項)

第12条 本規約に定めのない事項は、本部で協議のうえ決定する。

第13条 本規約は「ほごしゃ」の決議により成立し、即日施行するものとする。

第14条 本規約に関連し、慶弔に関する内規を別途定める。

第15条 「ほごしゃ」の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第16条 本規約の改廃は、決議を必要とする。

慶弔に関する規程

この規程は、本規約第14条に基づき、児童に不幸があった場合の弔慰金について定める。

第1条 「ほごしゃ」の児童に不幸のあったときは、次の弔慰金を執行する。

(1) 児童の死亡時 10,000 円

第2条 弔慰金の執行にあたっては、本規程に基づき本部の役員がこれを行う。したがって、学年や学級単位では執行しないものとする。

個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、足立区立足立小学校「ほごしゃ」（以下「ほごしゃ」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する保護者と児童の権利・利益を保護することを目的として制定する。

（指針）

第2条 「ほごしゃ」は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 「ほごしゃ」において取得・保持する個人情報の取扱方法については、適宜保護者に周知する。

（利用目的）

第4条 「ほごしゃ」では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）活動支援費の請求、管理等のための連絡
- （2）「ほごしゃ」の活動に関する文書等の送付
- （3）「ほごしゃ」名簿等の作成

（個人情報の取得）

第5条 「ほごしゃ」が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、「ほごしゃ」宛に書面で提出された次の事項とする。

- （1）氏名
- （2）電話番号
- （3）その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

（同意の取り消し）

第6条 保護者は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、「ほごしゃ」は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第7条 個人情報は、本部が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（保管）

第8条 個人情報は、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

（第三者提供の制限）

第9条 「ほごしゃ」は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力す

る必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（第三者提供に係る記録の作成等）

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名
- （2） 提供年月日
- （3） 提供する対象者の氏名
- （4） 提供する情報の項目
- （5） 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名/住所
- （2） 第三者が個人情報を取得した経緯
- （3） 提供を受ける対象者の氏名
- （4） 提供を受ける情報の項目
- （5） 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（秘密保持義務）

第12条 保護者は、活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

（情報開示等）

第13条 「ほごしゃ」は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第14条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本部に報告する。

（苦情の処理）

第15条 「ほごしゃ」は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、令和7年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本部役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって保護者へ周知するものとする。